

NPO 法人設立の手続き及び管理・運営について

【NPO 法人設立の手続き】

- ・設立総会開催
↓
- ・設立の認証申請(所轄庁※₁)
↓ 《認証後》
- ・設立登記(法務局)
↓
- ・設立登記完了届出(所轄庁)

設立までの大まかな流れを記しています。

各手続きに必要な書類等につきましては、遊学舎(あきた中央市民活動サポートセンター)まで、ご相談ください。

※₁ 秋田県の所轄庁は、『県あきた未来創造部 地域づくり推進課』です。

【NPO 法人設立後】 ～法人の管理・運営について～

【総会】

少なくとも毎年1回、通常社員総会を開かなければなりません(法14条の2※₂)。

※₂ 「法」とは、「特定非営利活動促進法」を示しています。

【事業報告書等】

毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書、貸借対照表)、財産目録、役員名簿、社員名簿等を所轄庁に提出しなければなりません(法29条)。

【貸借対照表の公告】

前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により、公告をしなければなりません(法28条の2)。

【代表権を有する理事の登記(法務局)】

NPO 法人の役員の任期は、「2年以内」で各団体が定めています。役員の任期が到達するたびに、代表権を有する理事の登記手続きが必要です。

※注意: 再任の場合も「重任」の登記手続きが必要です。

【役員変更の届出(所轄庁)】

役員の変更(就任、再任、辞任、役員の氏名または住所の変更等)があった場合、役員の変更等届出書を届け出なければなりません(法23条の1、2)。なお、代表権を有する者の氏名、住所等に変更が生じた時には、変更登記(法務局)が必要となります。

【定款の変更(所轄庁)】

定款を変更する際には、社員総会の議決を経なければなりません(法25条の1)。所轄庁の認証が必要な場合と届出のみの場合があります(法25条の3、4及び6)。

また登記事項に変更があった場合には、変更登記(法務局)が必要となります。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります(法25条の7)。